

議員提出議案第 1 号

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和元年 7 月 17 日

芦屋市議会議長 中島 健一 様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	福井利道
	日本共産党 芦屋市議会議員団	ひろせ 久美子
	BE ASHIYA	青山 暁
	公明党	帰山和也
	あしや しみんのこえ	長谷基弘
	改革維新の会	大原裕貴
	会派に属さない議員	山口みさえ

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行された。

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

このため、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするものであって、精神障がい者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

よって芦屋市議会は、交通事業者に対し、公共交通機関の運賃割引制度について精神障がい者も、身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とするよう強く求める。

以上、決議する。

芦 屋 市 議 会